

業務指示書

ケニア国モンバサ・ドンゴクンドゥ港開発計画策定支援プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年6月18日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 角河 佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年6月23日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾開発・計画に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/港湾開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：港湾開発計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 物流計画】

- 1) 類似業務の経験：物流計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾施設計画】

- 1) 類似業務の経験：港湾施設計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年7月4日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
深淺測量、地形測量、地質測量、環境社会配慮調査、イメージ画像作成
本邦及び他国での研修
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(KES1 = 1.178円, US\$1 = 101.68円, EUR1 = 138.32円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/港湾開発計画
物流計画
港湾施設計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

20.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年7月16日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ケニア国モンバサ・ドンゴクンドゥ港開発計画策定支援プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/港湾開発計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 物流計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 港湾施設計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 プロジェクトの目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

モンバサ港は、ケニア唯一の国際貿易港であるとともに、東アフリカ最大の規模を誇っている。同港はケニアにおける輸出入の拠点としてだけでなく、ウガンダ、ルワンダなど内陸国のゲートウェイとして、東アフリカ地域全体の経済発展を支えている。同港で取り扱うコンテナ貨物量は、過去10年で約3倍に増え、2013年には約100万TEUに到達した。今後も需要は伸びることが予想されており、2020年には180万TEUを超えると見込まれている。

かかるコンテナ貨物の急増に対応するため、JICAは「モンバサ港開発事業（フェーズ1）」に対する円借款を供与し、2016年の供用を目指すとともに、さらなるコンテナターミナル拡張のための支援「モンバサ港開発事業（フェーズ2）」の実施に向けて準備中である。併せて、ケニア政府は、モンバサ港南岸のドンゴクンドゥ地区に経済特区（Special Economic Zone:SEZ）の開発を計画、モンバサ港入り江南岸1,215ヘクタールの土地をケニア港湾公社（Kenya Ports Authority:KPA）が保有、JICAはケニア政府の要請を受け、「モンバサ経済特区開発マスタープラン（開発計画調査型技術協力）」（以下、「SEZ M/P」）を2014年1月から実施中である。

しかしこれらのモンバサ港関連の開発画実現してもなお

- ① コンテナ貨物の需要に対する容量の不足が想定されること、
- ② ドンゴクンドゥ地区の港湾開発計画の必要があること、
- ③ 港内において荷役作業用の鉄道整備の計画が持ち上がっていること

等の課題を抱えており、コンテナ貨物等の将来需要予測に見合うモンバサ港全体の的確な港湾施設整備計画策定並びに、施設計画策定を通じたKPA職員の能力を向上させることが必要となってきた。

今回の協力は、2009年8月に、貨物ターミナルの取扱能力向上を目的とした技術協力プロジェクト「モンバサ港貨物取扱能力改善プロジェクト」としてケニア政府から出された要請に対し、継続的な検討、協議を行い、最終的に2013年11月の詳細計画策定調査を実施、ケニア政府関係者とその内容を協議し、「モンバサ・ドンゴクンドゥ港開発計画策定支援プロジェクト」として実施することで2014年5月29日、討議議事録（R/D: Record of Discussions）の署名、合意に至ったものである。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

和文：モンバサ・ドンゴクンドゥ港開発計画策定支援プロジェクト

英文：The Project for Technical Assistance to Kenya Ports Authority on Dongo Kundu Port, Mombasa Master Plan

(2) 上位目標

策定したモンバサ港全体の開発計画に基づいて事業が実施される。

(3) プロジェクト目標

KPAの港湾開発計画策定に係る能力が向上する。

(4) 期待される成果

- 成果 1 : KPA が 2009 年に作成したモンバサ港開発計画がレビューされる。
- 成果 2 : KPA の戦略的計画策定及び運営体制が整備される。
- 成果 3 : KPA における将来需要及び取扱能力予測に係る手法が確立される。
- 成果 4 : モンバサ港の開発に係る整備計画及び投資計画が立案される。

(5) 活動の概要

活動 1 : 既存の港湾計画及び関連情報のレビュー

- ・ 既存の港湾開発計画のレビュー
- ・ 既存の港湾効率化改善に係る計画のレビュー
- ・ 既存の国家開発計画、都市/運輸/産業/貿易などの関連セクターの開発計画のレビュー

活動 2 : モンバサ地域の開発や活動に係る関連情報の収集及び分析

- ・ 関連する港湾開発などに係る情報の収集・分析
- ・ モンバサ港周辺における都市/運輸などの開発事業に係る情報の収集・分析
- ・ モンバサ港周辺における関連する自然条件、環境社会配慮に係る情報の収集・分析
- ・ 東アフリカ地域の海運に係る情報の収集・分析
- ・ モンバサからナイロビ、さらにはウガンダなど周辺諸国につながる北部回廊開発に係る情報の収集・分析
- ・ TMEA が KPA に対して実施中の技術支援の内容及び計画のレビュー
- ・ SEZ M/P プロジェクト、モンバサ都市 M/P、北部回廊 M/P などの関連調査の情報を収集・分析

活動 3 : 海運及び貨物に係る将来需要予測

- ・ 既往の調査結果などを元にした将来需要予測モデルの構築
- ・ モンバサ港への将来の船舶の寄港傾向の予測
- ・ モンバサ港の将来の貨物需要と容量の予測
- ・ モンバサ港の将来の旅客需要と容量の予測

活動 4 : ドンゴクンドゥ地区の港湾施設とモンバサ港開発ビジョン・コンセプトの検討

- ・ 社会経済分析、周辺諸国の港湾経済政策、物流及び海運分析、自然条件調査、環境社会配慮調査の実施
- ・ 環境社会配慮に関し、港湾施設計画を策定後に、複数プロジェクトの代替案の比較検討を通じて選定された優先プロジェクトに対するスコーピングの実施（優先プロジェクトの環境アセスメントに必要な環境社会影響項目の選定に基づき調査・予測方法を決定）
- ・ ドンゴクンドゥ地区（南岸）を含んだモンバサ港全体の開発計画の方向性の検討
- ・ ドンゴクンドゥ地区の港湾施設計画を含んだモンバサ港全体の開発計画の策定

活動 5 : 港湾開発の実施及び投資手法の確立

- ・ 港湾開発実施の方向性と投資手法の方針の検討
- ・ 港湾開発の実施と投資手法に係る計画の策定

活動6：関連する技術支援の実施

- ・ TMEA が実施中の港湾インフラ管理に係る技術支援との補完性を考慮した技術支援の実施
- ・ 本邦/第三国研修の実施
- ・ 現地セミナーの開催

(6) 対象地域

ケニア国モンバサ郡モンバサ港

(7) 関係省庁・機関

監督省庁：運輸インフラ省

実施機関：ケニア港湾公社 (KPA)

3. 業務の目的

「ケニア国モンバサ・ドンゴクンドゥ港開発計画策定支援プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、JICA が 2014 年 5 月にケニア政府と締結した R/D(Record of Discussions) に基づいて実施される本プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) モンバサ港開発計画の作成

本プロジェクトは、もともと 2009 年 8 月に、貨物ターミナルの取扱能力向上を目的とした技術協力プロジェクト「モンバサ港貨物取扱能力改善プロジェクト」として要請され、有償附帯プロジェクトとして採択されたものである。しかしながら、モンバサ港での労働騒動の拡大などにより、プロジェクトを開始できない状態が続いた。

一方で、モンバサ港北岸においては、円借款「モンバサ港開発事業（2007 年 11 月 L/A 調印）」（以下、「円借款フェーズ 1」）が、2016 年の供用開始に向けて工事が進められている。また、モンバサ港南岸のドンゴクンドゥ地区においては、経済特区開発に係る JICA の開発計画調査型技術協力「モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト」（以下、「SEZ M/P プロジェクト」）が 2014 年 1 月より開始され、2015 年 2 月頃にはドンゴクンドゥ地区の開発に係るマスタープランが作成される予定である。

かかる経緯の中、JICA は 2013 年 11 月に詳細計画策定調査団を派遣して、ケニア側関係者、円借款フェーズ 1、SEZ M/P プロジェクトの関係者などにヒアリングを行ったところ、以下の状況が確認できた。

- ・ 当初要望のあった荷役能力の向上、港湾インフラ管理等については、Trademark East Africa (TMEA) が協力を開始しているほか、PPP の推進指導、民営化ターミ

ナルの管理については円借款フェーズ1の中で実施中のコンセッション契約補助業務と重複があること。

- ・貨物量が予想以上に伸びており、現在計画されている円借款によるコンテナターミナル（フェーズ2及び3）が完成した後のコンテナターミナル開発に係るマスタープラン作成の必要性が生じていること。
- ・SEZ M/P プロジェクトにおいて、2014年6月頃にモンバサ港の南側の開発を含むSEZ開発のグランドデザインが作成される予定であり、並行してモンバサ港全体の整合のとれた港湾マスタープランを作成する必要があること。
- ・KPAの港湾開発計画策定に携わる職員の、関連情報の収集と現状分析、将来需要予測検討、開発計画の策定などに係る能力を向上させる必要があること。

以上より、当初要請内容を港湾開発計画策定能力の向上に重点を置くことに変更するとともに、本プロジェクトの成果品にドンゴクンドゥ地区を含むモンバサ港全体の開発計画を含めることとした。したがって、コンサルタントは、開発計画の策定のみならず、KPAの能力向上にも十分配慮した業務の実施が望まれる

(2) 既往調査結果のレビュー

モンバサ港においては、2004年に作成、2009年に改訂されたマスタープラン「Review and Update of Port Master Plan Study of the Port of Mombasa including Development of Free Trade Zone (2009)」、円借款に係る「SAPROF Review Report (2013)」などがある。また、運輸交通分野においては、「Integrated National Transport Policy (2009)」や、「National Transport Master Plan (実施中)」などのプロジェクトがある。本プロジェクトの実施にあたっては、これら既往調査結果を十分にレビューし、これら調査結果と整合性の取れた港湾開発計画を検討する。

(3) SEZ M/P プロジェクトとの連携

SEZ M/P プロジェクトにおいては、KPAがドンゴクンドゥ地区の総括的な港湾施設計画を作成することとなっている。そのため、港湾開発計画のマスタープラン作成にあたっては、SEZ M/P プロジェクトと整合を取る必要がある。SEZ M/P プロジェクトにおいては2014年6月頃にグランドデザインが作成される予定であるところ、その内容をレビューし、本プロジェクトで作成する港湾開発計画に反映される。本業務全般を通じ、SEZ M/P プロジェクトとの連携は常に留意すること。

(4) 港湾施設計画の検討レベル

本プロジェクトにおいては、2030～2040年を目標年次としたモンバサ港全体の開発計画を作成する。開発計画はマスタープランレベルのものであり、港湾施設計画等の検討においては、必要施設の検討及び概算事業費の算出は行うものの、フィージビリティ調査に相当する詳細な施設検討は行わない。

(5) 自然条件調査

本プロジェクトにおいては、マスタープランレベルの開発計画を検討するにあたって必要な自然条件調査（深淺測量、地形測量、地質調査など）を実施する。必要となる自然条件調査についてはプロポーザルにて提案する。なお、北岸においては、

現在実施中の円借款フェーズ1の西側にさらに拡張する計画もあることから、それを念頭においた自然条件調査の実施を検討する。

(6) 環境社会配慮

本プロジェクトは JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）においてカテゴリ B に分類されている。本プロジェクトにおいて港湾施設計画を策定した後に、複数のプロジェクトの代替案の比較検討を通じて選定された優先プロジェクトに対しスコーピング（環境社会影響項目の絞り込み）を行う。具体的には、優先プロジェクトの環境アセスメントに必要な環境社会影響項目を選定し、調査・予測方法を決定する。主な調査項目は以下のとおりとする。

- (ア) 政策、計画等の目的・目標の検討
- (イ) 諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討
- (ウ) 政策や計画の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等）
- (エ) ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び経済社会状況等）の確認
- (オ) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ① 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - ② 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）との乖離
 - ③ 関係機関の概要
- (カ) 代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- (キ) 優先プロジェクトの環境社会配慮項目のスコーピング結果（検討すべき代替案及び重要と思われる環境社会影響項目の範囲並びに予測・評価方法案）の作成
- (ク) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

上記に加え、社会状況の把握として、モンバサ港周辺の貧困データ、ジェンダー関連データ等の既存資料を収集・整理する。

(7) プロジェクトの実施体制

本プロジェクトの実施にあたっては、運輸インフラ省次官を議長とする Joint Coordinating Committee (JCC) と、KPA 総裁を議長とする Technical Working Group (TWG) の2つの組織を形成する。JCC は関係省庁間の調整などを行うために半年に1回を目途に開催する。TWG は日々の活動及びコンサルテーションのために組織されるものである。JCC 及び TWG の開催時期、頻度等はケニア側と都度協議する。

(8) ステークホルダーミーティングの開催支援

ケニア国の慣習に基づき、KPA が港湾開発計画の内容を港湾関係者、漁民、市民向けに説明するためのステークホルダーミーティングを開催するため、その支援を実施する。

(9) 他ドナーとの連携

上述のとおり、TMEA が荷役能力の向上、港湾インフラ管理等に係る能力開発（C

D)を実施している。TMEA の能力開発 (CD) の内容を確認のうえ、本プロジェクトで必要な能力開発 (CD) (本邦もしくは他国における研修、現地セミナー開催など含む) を検討する。

(10) ジェンダーへの配慮

港湾開発計画の検討を進めるにあたり、女性や子供等社会的弱者への配慮を行う。

(11) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置 (先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等) を取ることとする。

(12) プロジェクトの終了時評価への支援

JICA は、業務完了約 4 ヶ月前の業務進捗報告書 2 作成のタイミングに合わせて終了時評価を予定している。本調査の実施に際し、コンサルタントは、その基礎資料として、既の実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な支援を行うものとする。調査実施時期については、プロジェクトの進捗状況等を踏まえ、変更される可能性がある。

6. 業務の内容

以下に JICA が想定する業務の流れを記載する。コンサルタントはより効果的、効率的に本業務の目的を達成する方法があれば、プロポーザルにて提案する。

(1) 事前準備及びワークプランの作成・協議

- ・ケニア国の運輸交通分野、北部回廊開発、モンバサ港における関連する活動、ドナーの動向、これまでの関連調査報告書などを情報収集、分析する。
- ・本プロジェクトにおける活動の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワークプラン (英文) に取り纏める。
- ・ワークプランを実施機関に説明・協議し、調査工程等について合意する。

(2) 既存の港湾計画及び関連情報のレビュー

- ・既存の港湾開発計画をレビューし、本プロジェクトの位置づけを確認する。特に以下の 2 点については十分に情報収集する。
 - － Review and Update of Port Master Plan Study of the Port of Mombasa including Development of Free Trade Zone (2009)
 - － SAPROF Review Report (2013)
- ・既存の港湾効率化改善に係る計画をレビューする。その際には、TMEA が実施中の能力開発 (CD) の内容も確認する。
- ・既存の国家開発計画、都市/運輸/産業/貿易などの関連セクターの開発計画をレ

ビューする。

(3) 東アフリカ地域の開発や活動に係る関連情報の収集及び分析

- ・東アフリカ地域の海運及び港湾に係る情報を収集・分析する。
- ・東アフリカ地域における海賊被害の状況、対策などに係る情報を収集・分析する。
- ・モンバサからナイロビ、さらにはウガンダなど周辺諸国につながる北部回廊開発に係る情報を収集・分析する。

(4) モンバサ地域の開発や活動に係る関連情報の収集及び分析

- ・関連する港湾開発などに係る情報を収集・分析する。
- ・モンバサ港周辺における都市/運輸/インフラなどの開発事業に係る情報を収集・分析する。
- ・モンバサ港周辺における関連する自然条件、環境社会配慮に係る情報を収集・分析する。
- ・TMEA が KPA に対して実施中の能力開発 (CD) の内容及び計画をレビューする。
- ・SEZ M/P プロジェクト、モンバサ都市 M/P、北部回廊 M/P などの関連調査の情報を収集・分析する。特に SEZ M/P プロジェクトについては、2014 年 6 月頃に SEZ 開発に係るグランドデザインが作成される予定であるところ、その進捗を確認すると共に、作成されている場合にはその内容をレビューし、本プロジェクトで作成する港湾開発計画に反映させる。
- ・SEZ M/P プロジェクトの主管官庁である産業化省、関係機関であるモンバサ・カウンティ (地方政府)、輸出加工区庁などに対し、必要に応じて本プロジェクトについて説明を行うと共に、連携を図る。

(5) 海運及び貨物に係る将来需要予測

- ・既往の調査結果などを元に将来需要予測モデル及び港湾施設容量予測モデルを構築する。
- ・モンバサ港への将来の船舶の寄港傾向を予測する。
- ・モンバサ港の将来の貨物需要と容量を予測する。
- ・モンバサ港の将来の旅客需要と容量を予測する。

(6) ドンゴクンドゥ地区の港湾施設とモンバサ港開発ビジョン・コンセプトの検討

- ・社会経済分析、周辺諸国の港湾経済政策、物流及び海運分析、自然条件調査、環境社会配慮調査を実施する。自然条件調査、環境社会配慮調査の実施にあたっては、上記「5. 実施方針及び留意事項」を念頭におく。
- ・北岸における円借款は過去に KPA がフェーズ 1 からフェーズ 3 までをカバーする環境影響評価 (EIA) の承認を得ているが、土取り場の変更に伴い、現在はフェーズ 2 と 3 の変更承認申請中である。その状況と内容を確認する。
- ・ドンゴクンドゥ地区 (南岸) を含んだモンバサ港全体の開発計画の方向性を検討する。ドンゴクンドゥ地区の港湾施設計画については、SEZ M/P プロジェクトとの整合性を十分に図る。
- ・ドンゴクンドゥ地区の港湾施設計画を含んだモンバサ港全体の開発計画を策定する。その際に、港湾開発計画作成指針も併せて作成する。

- ・モンバサ港全体の開発計画のビジョン・コンセプトができた段階でインテリムレポート（IT/R）を作成する。

（7）港湾開発の整備計画及び投資計画の立案

- ・港湾開発整備の方向性と投資計画の方針を検討する。
- ・港湾開発の整備と投資に係る計画を策定する。
- ・上記の港湾開発整備と投資計画の策定にあたり、その能力開発に係る技術支援を実施する（例：教材作成、セミナー、研修）

（8）関連する能力開発（CD）の実施

- ・KPAの戦略的計画策定及び運営体制の確立、海運及び貨物の将来需要予測などに必要な能力開発（CD）を検討し、実施する。具体的には、本邦もしくは他国における研修、現地でのセミナー、テレビ会議システムを用いた遠隔セミナーなどの実施が考えられる。
- ・研修実施にあたっては、「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン」（2012年4月）を参照のうえ、研修行程計画表を改めて作成し、打合簿にてJICAの承認を得るものとする。カウンターパート研修の具体的な研修内容（分野）、回数、タイミング及び研修先等については、プロポーザルで提案すること。見積もりは別見積もりとする。
なお、研修はいずれも1回に3～4名、2～3週間程度の研修期間を想定している。
- ・他国における研修を計画する場合には、想定される研修内容（国・地域、人数、期間など）をプロポーザルで提案する。

（9）ステークホルダーミーティングの開催支援

ケニア国の慣習に従い、業務進捗報告書1（業務開始6ヵ月後に作成）、業務進捗報告書2（業務終了4ヵ月前に作成）、業務進捗報告書3（業務終了1ヵ月前に作成。実質的なプロジェクト終了報告書）作成時に、KPAが港湾関係者、利用者などに対するステークホルダーミーティングを開催することになっている。コンサルタントはその開催を支援し、その時点でのプロジェクトの進捗及び成果について共有し、今後の方向性などについて意見を収集する。

（10）イメージ動画の作成

現地の映像と3Dのコンピュータ映像などを用い、本プロジェクトで策定するモンバサ港開発計画に基づいて実際に開発が行われた後のイメージ及び利用風景などを示す映像を作成する。以下の参考例と同等レベルの、画像映像、英語テロップ、英語ナレーションなどを含む約3分間の映像とする。なお、イメージ動画の作成は、現地再委託もしくは日本国内における発注を可とする。

（参考例）

<http://www.youtube.com/watch?v=-raFs0BSois>

<http://www.youtube.com/watch?v=R1a0iEpUjNA>

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本業務における最終成果品は、ファイナルレポートとする。

保秘が必要な資料については、別途指示を行う。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	2014年7月頃 (契約締結後10日以内)	和文：4部
ワークプラン	2014年8月頃 (業務開始から1ヵ月以内)	英文：15部
業務進捗報告書1	2015年1月頃 (業務開始から約6ヵ月後)	英文：15部
業務進捗報告書2	2015年6月頃 (業務終了4ヵ月前)	英文：15部
業務進捗報告書3	2015年9月頃 (業務終了1ヵ月前)	
業務完了報告書 (デジタル画像集・資料集合む)	2015年10月頃 (業務終了時)	和文：4部 英文：15部 CD-R：3枚

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2010年3月版）を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア ワークプラン

- ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- イ) プロジェクト実施の基本方針
- ウ) プロジェクト実施の具体的方法
- エ) プロジェクト実施体制（合同調整会議（JCC）の体制等を含む）
- オ) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- カ) 業務フローチャート
- キ) 要員計画
- ク) ケニア国便宜供与負担事項
- ケ) その他必要事項

イ 業務進捗報告書/業務完了報告書

- ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- イ) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- ウ) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- エ) プロジェクト目標の達成度（終了時評価結果の概要等）
- オ) 上位目標の達成に向けての提言

カ) 以降の活動計画（業務進捗報告書のみ）
添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ①PDM（最新版、変遷経緯）
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画(WBS等を活用)
- ④専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤研修員受入実績
- ⑥合同調整会議（JCC）議事録等
- ⑦その他活動実績

なお、業務進捗報告書3は、実質的にプロジェクト終了報告書となる。

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが作成する以下の資料を提出する。

- ア モンバサ港開発計画
- イ プロジェクトにおいて作成した港湾開発計画作成指針など

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務フローチャート

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

本業務は、2014年7月下旬に開始し、2015年10月下旬の終了を目途とする（業務完了報告書を2015年9月頃に提出後、現地にてステークホルダーミーティングの開催を行うため、業務終了は2015年10月下旬とする）。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

全体 約 43M/M

（2）業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野は以下を想定している。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- ア 総括/港湾開発計画（2号）
- イ 需要予測/経済分析
- ウ 物流計画（2号）
- エ 海運調査
- オ 港湾施設計画（3号）
- カ 港湾運営
- キ 自然条件調査
- ク 環境社会配慮

3. 相手国の便宜供与

KPA 事務所内に事務所スペースが提供される。その他、プロジェクト実施にあたって、必要な情報提供等が得られる予定。

4. 配布資料

- （1）Record of Discussions on the Project for Technical Assistance to Kenya Ports Authority on Dongo Kundu Port, Mombasa Master Plan（2014年5月）
- （2）ケニア国モンバサ港貨物取扱能力改善プロジェクト詳細計画策定調査現地報告（2013年11月）

5. 貸与資料

本業務に関する以下の貸与資料を当機構経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第一課（TEL：03-5226-8147）にて貸与します。

- （1）Review and Update of Port Master Plan Study of the Port of Mombasa including Development of Free Trade Zone（2009）
- （2）SAPROF Review Report（2013）
- （3）A Work Plan for the Productivity Improvement Program at KPA（Mombasa Port）2013-2016, TMEA
- （4）ケニア環境社会配慮プロファイル（2011）

6. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関、コンサルタント、NGO、現地施工業者等に再委託して実施することを認める。その他、現地再委託が適当と思われる項目があれば提案すること。

- (1) 深淺測量
- (2) 地形測量
- (3) 地質調査
- (4) 環境社会配慮調査
- (5) イメージ画像作成 (日本国内での発注も可)

なお上記のうち(1)～(4)の業務においては、これまでKPA、中国、我が国円借款、SEZ M/Pによる調査が行われているため、これらの情報を収集したうえで、重複がないように留意しつつ、本プロジェクトの実施にあたって最適規模の業務内容を検討する。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン(2012年4月版)」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、現地再委託に係る経費は別見積りとする。

7. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

8. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨ぐ契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

なお、最終的な精算業務の負荷軽減及び適切な実施を目的として、精算書類等を、契約期間途中の業務の区切りのよい時点において確認する機会を設けることとしている。精算書類提出・確認時期については、コンサルタントと協議のうえ決定するが、円滑な精算業務の実施に努めるものとする。

(2) 安全対策

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ケニア事務所、日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れると体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以上